

第 6634 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 3月 5日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ サラリーマンで確定申告が必要な人

Q : サラリーマンでも確定申告しなければならない人がいるとか。どのような人ですか？

A : 次のような人は確定申告が必要です。

【解説】

給与所得者のうち、次のような人は確定申告をする必要があります。

- ① その年分の給与の収入金額が2千万円を超える人
- ② 1か所だけから給与の支払を受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得(家賃や原稿料など)の合計額が20万円を超える人
- ③ 2か所以上から給与の支払を受けている人で、従たる給与等の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得との合計額が20万円を超える人
- ④ 常時2人以下の家事使用人のみを雇用している人に雇われている家事使用人のように、給与の支払の際に源泉徴収されていない人
- ⑤ 同族会社の役員や役員の親族などで、その会社から給与のほかに貸付金の利子、不動産の賃貸料、機械器具の使用料、営業権の使用料などの支払を受けている人
- ⑥ 災害を受けた人で、その年分の給与について災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予又は還付を受けた人
- ⑦ 退職所得がある人のうち、退職手当の支払の際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため20.42%の税率で源泉徴収された人で、源泉徴収税額が退職所得控除額等を適用して求めた税額よりも少ない人

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

